公　売　公　告　兼　見　積　価　額　公　告

観音寺市公告第106号

令和8年11月2日

観音寺市長　　佐伯　明浩

地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第94条の規定により、下記のとおり差押財産の公売をします。同法第95条及び第99条の規定により公告します。

公売財産 公売保証金 見積価額	売却区分	公売財産 名称、性質、所在、地上権等の内容、その他	数量	公売保証金	見積価額 （最低公売価額）
	別添付表のとおり				
公売方法	期日入札				
公売保証金提供期間	令和8年11月2日　10:00から　令和8年11月18日　10:20まで				
入札日時	令和8年11月18日　10:30から10:35まで				
開札日時	令和8年11月18日　10:36				
公売場所	観音寺市役所2階　201会議室、202会議室				
売却決定	日時	令和8年12月9日　10:00	場所	観音寺市総務部税務課	
代金納付期限	令和8年12月9日　14:00				
買受人についての資格その他の要件	別添付表のとおり				

その他

1　この公売公告に違反した者、国税徴収法第９２条に規定する者又は同法第１０８条第１項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することができません。
2　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同法第２条第６号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する方は買受人にはなれません。
3　公売保証金及び買受代金の納付は、現金の直接持参に限ります。
4　公売保証金の納付を要する公売財産についての入札参加は、その納付後でなければできません。
5　代理人が入札する場合は、代理権限を証する委任状が必要です。
6　一度提出された入札書の引換え、変更又は取消はできません。入札価額を訂正したものは無効として取り扱います。
7　見積価額以上の入札者のうち、最高価額のものを最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。
8　見積価額に達した入札者がいない場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。
9　買受代金の納付のときまでにその公売財産に係る滞納金額が完納されたとき又は買受代金納付後であっても取り消すべき事由があるときは売却決定を取り消します。
10　公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときとなります。
11　公売財産の危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転します。
12　公売財産の権利の移転について登記（登録）を要するものについては、登録免許税の額に相当する印紙又は領収書（登録免許税法第２３条）を、許可を必要とする財産の場合は、印紙又は領収書に加えて許可書等を提出してください。また、買受人が権利移転の手続を行う必要があるものは、至急完了してください。
13　公売財産を滞納者に保管させている場合は、買受人に売却決定通知書を交付しますから、直接、保管人からその財産を受取ってください。
この場合、上記売却決定通知書の交付により、当町から買受人に対するその財産の引渡しは完了したことになります。
14　入札に参加する人は、公売保証金を納付のうえ、入札開始時刻の１０分前までに会場にお入りください。入札前に注意事項を説明します。
15　最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ最高価入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります（国税徴収法第１０４条の２）。
16　次順位買受申込者に売却決定する場合及び売却決定日時までに買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定日時及び買受代金の納付期限が変更されることがあります。
17　公売を中止することがありますので、事前に確認してください。
18　その他、本件公売は、国税徴収法の規定に基づく制限があります。

配当を受ける者の権利の申立について

この売却財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を観音寺市税務課に申し出てください。

なお、債権現在額申立書の用紙は、当課に用意してあります。

公売公告兼見積価額公告付表

売却区分	1		
見積価格	¥6,200,000	公売保証金	¥620,000

公売財産の表示

不動産の表示（不動産登記簿の表示による）

1　所在　観音寺市伊吹町字西佃
　　地番　127番
　　地目　宅地
　　地積　406.00 ㎡

2　所在　観音寺市伊吹町字西佃　127番地
　　家屋番号　127番
　　種類　居宅
　　構造　木造瓦葺平屋建
　　床面積　137.21 ㎡

「以上」

1　公法上の規制等に関する事項
都市計画区域外

2　対象物件の状況に関する事項
公売財産の表示は、登記記録の表示によります。

・　土地の状況

街路条件		南側：幅員約2.5mの舗装道路
交通条件及び		伊吹観音寺航路　伊吹真浦港の北西約500m
接近条件(道路距離)		観音寺市のりあいバス　最寄バス停「伊吹八幡神社」の北西約300m
供給処理施設		上水道（下水道処理区域外）・プロパンガス
画地条件	間口	約20m
	奥行	約19m
	地積	406.00㎡
	形状	不整形
	接道状況	南側舗装道路と間口の高低差約1mの坂
	地勢	舗装道路が西から東へ登り坂のため、宅地西側と舗装道路の高低差約2m（敷地内を塀で囲んでいるため危険度は低い）
危険区域		該当なし
最有効使用		現状による継続使用（居宅）

公売条件等

・　建物の状況

公売財産２

建築時期	平成6年11月16日
付属設備	電気設備・衛生設備
建物の状況	維持・管理の程度は良く、物理的・経済的減価は経年より少ない。

3　対象物件の利用状況・権利関係に関する事項

令和8年10月末時点で居住者有り。

4　公売財産は国税徴収法第８９条第３項の規定により、一括換価の方法により公売を行います。

なお、公売財産の見積価額の内訳は次のとおりです。

公売財産１（土地）　見積価額：930,000円

公売財産２（建物）　見積価額：5,270,000円

※見積価額は、建物に係る消費税及び地方消費税を含んでおり、
　土地についての消費税及び地方消費税は非課税です。

5　対象物件に関するその他の事項

・　公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。
・　公売財産については、あらかじめその現状及び関係公簿などを確認してください。
・　公売財産に種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関は、担保責任を負いません。
・　執行機関は公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に明け渡しを求める場合や不動産内にある公売財産内に動産類やゴミ、工作物がある場合の撤去及び取扱いなどは、所有者と買受人で協議していただきます。
・　隣地との境界確定は、買受人と隣地所有者との間で行っていただきます。
・　土壌汚染、地中埋設物、アスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。

6　買受人の資格その他要件に関する事項

・　この公売公告に違反した者、国税徴収法第９２条に規定する者又は第１０８条第１項に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することができません。
・　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同法第２条第６号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する方は買受人にはなれません。
・　執行機関は買受人の申し出に基づいて、不動産登記簿上の権利移転のみを行います。
・　公売財産の権利移転に伴う費用（移転登記にかかる登録免許税、登記嘱託書の郵送料など）は、買受人の負担になります。
・　所有権の移転に伴い、不動産取得税が課税されます。
・　観音寺市は、公売のため瑕疵担保責任を負わない。

「以上」